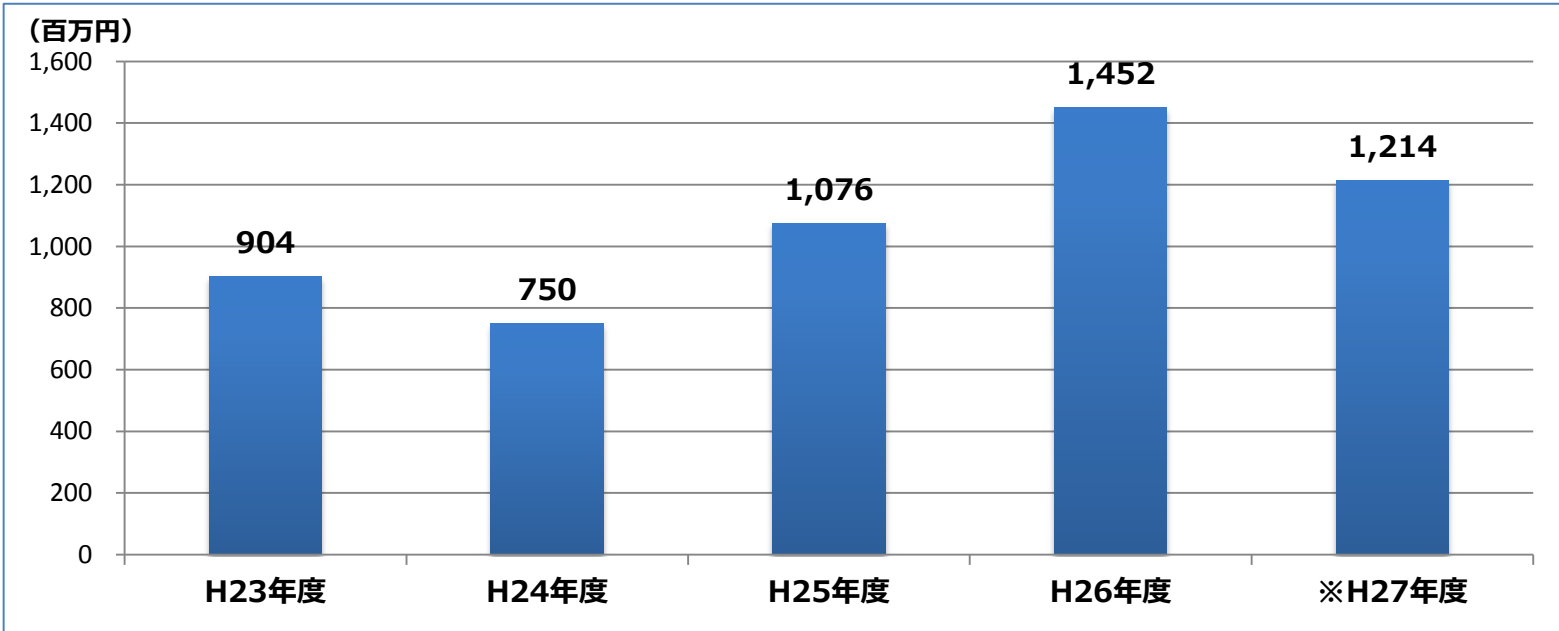


大阪府の財政状況

(1) 観光関連予算の推移



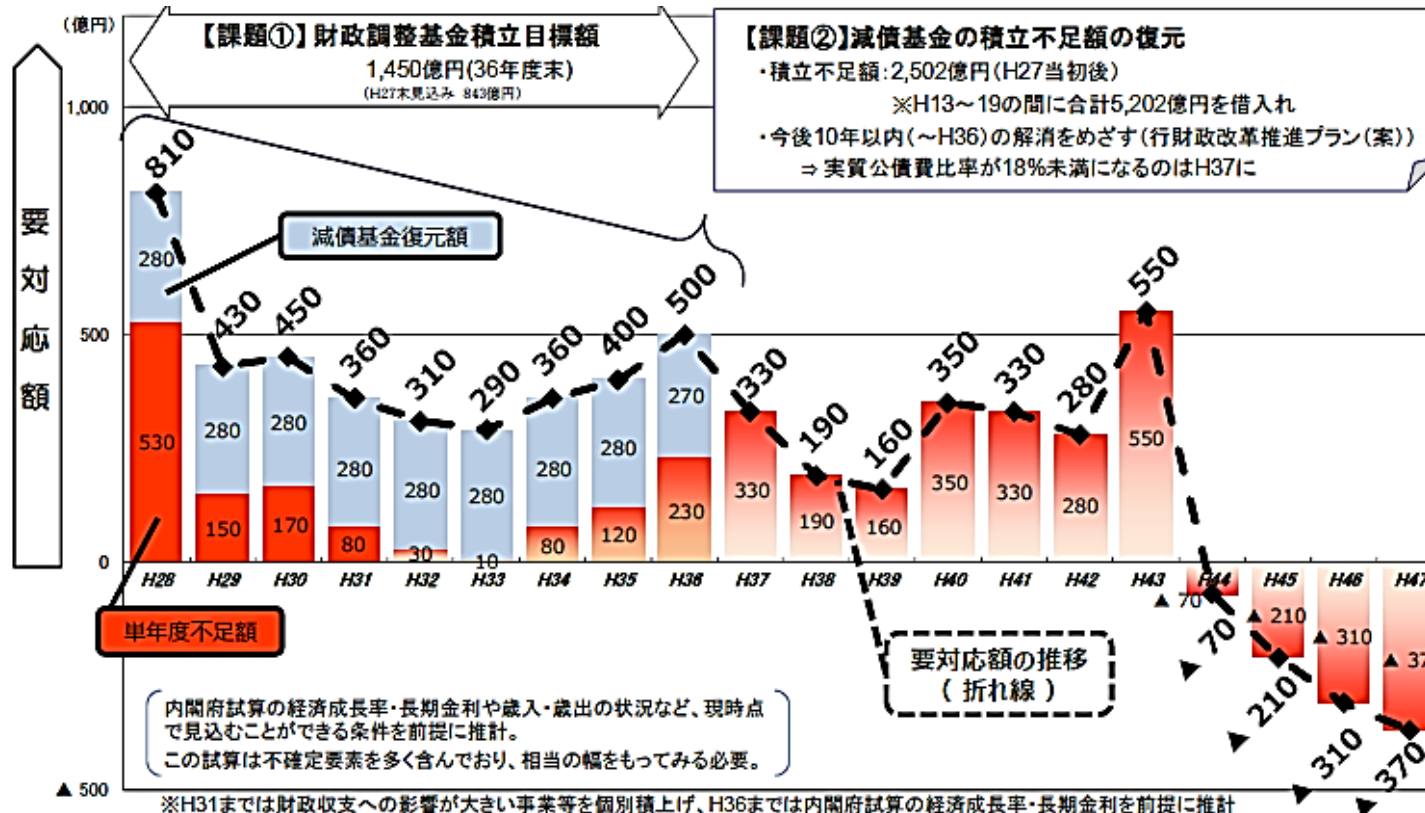
平成27年度の予算内訳

予算内容	予算額
受入環境の推進 (案内所の運営費用等)	41
魅力資源の整備・活用 (魅力資源を活用した事業)	236
魅力づくりの推進 (イベントの実施等)	722
プロモーション等による誘客促進	215
計	1,214

(単位：百万円)

※ H27年度予算には、H26年度からの繰越予算として、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（一部）を含む

(2) 財政収支の見通し



【財政状況及び今後の見通し】

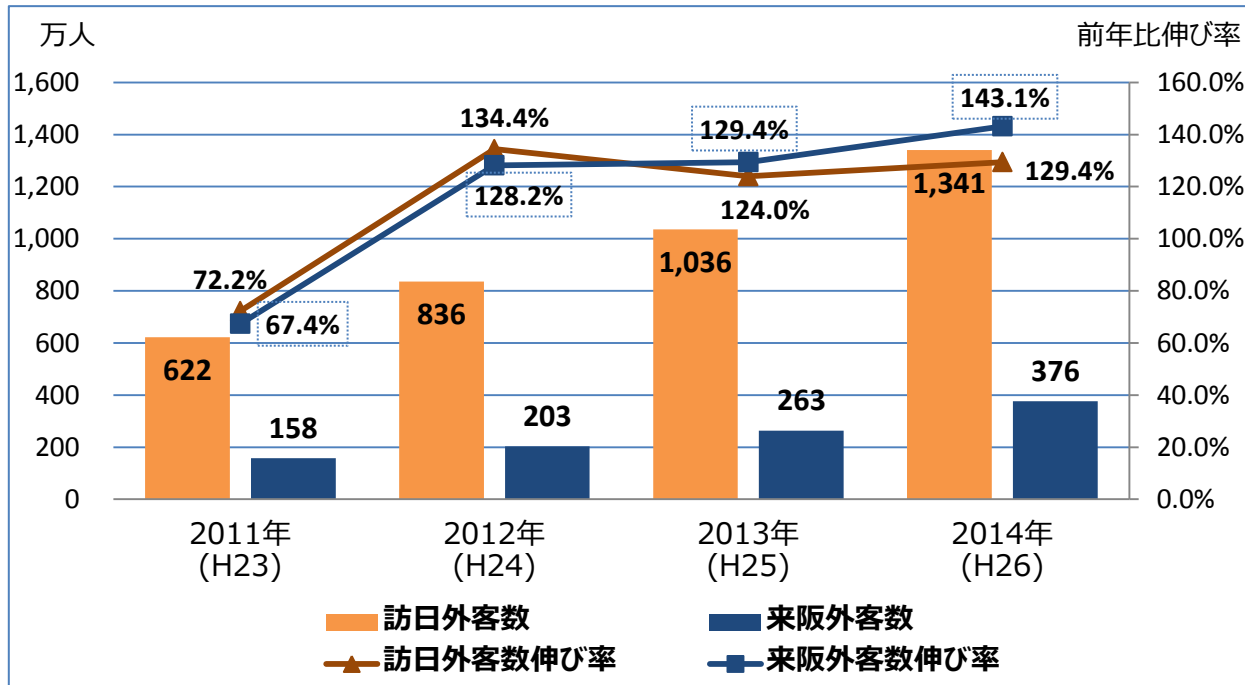
- 平成28年度以降も、過去の減債基金からの借入を計画的に復元していくなど、多額の収支不足（要対応額）が見込まれる。

# 観光客の状況

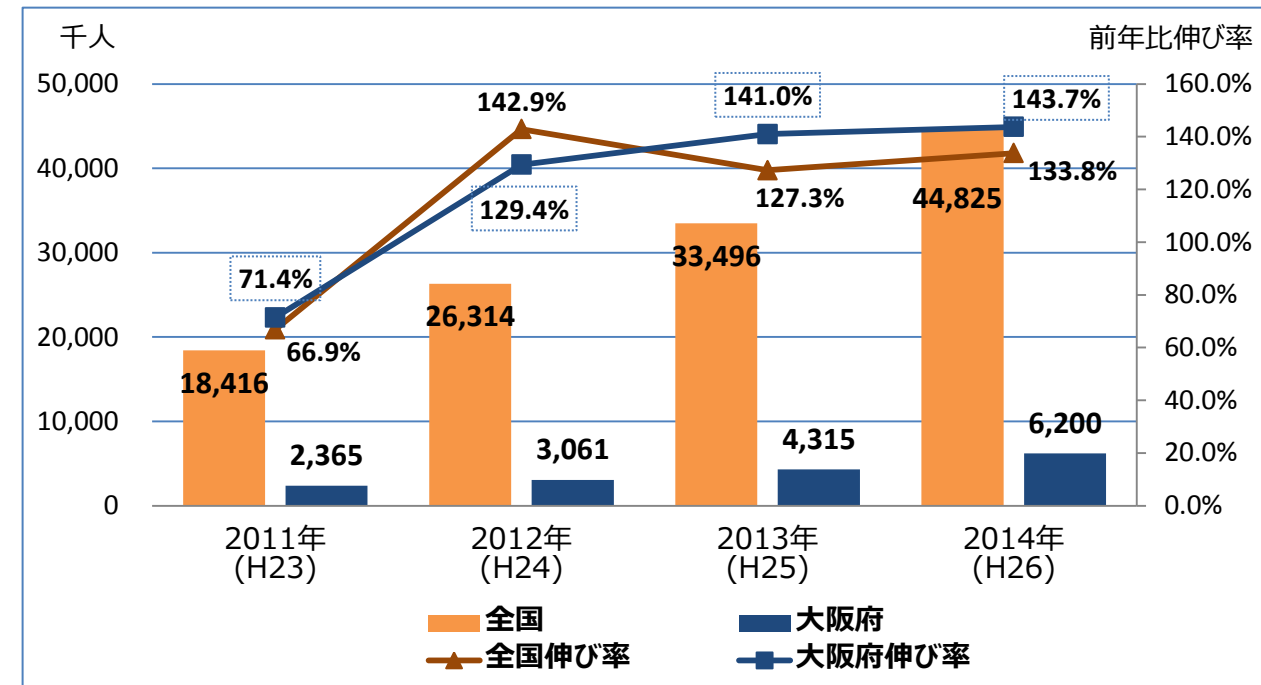
## 【観光客の状況の推移と今後の見通し】

- 外客数及び延べ宿泊者数ともに近年は上昇傾向。
- 特に、外客数及び外国人延べ宿泊者数は、高い水準で推移。前年比伸び率では、大阪府は全国以上の高い伸びとなっている。
- 今後もラグビーワールドカップやオリンピック、パラリンピックなど、大規模な国際イベントの開催等を控え、今後も上昇傾向は続くことが予想される。

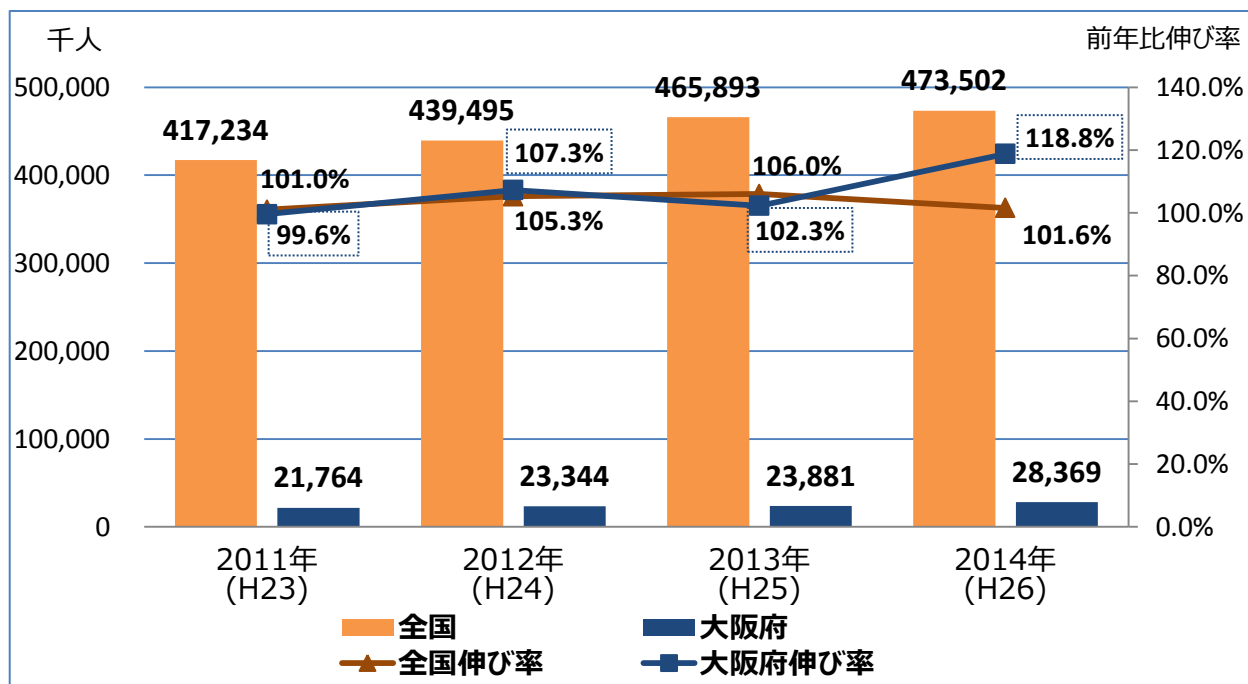
### (1) 訪日・来阪外客数



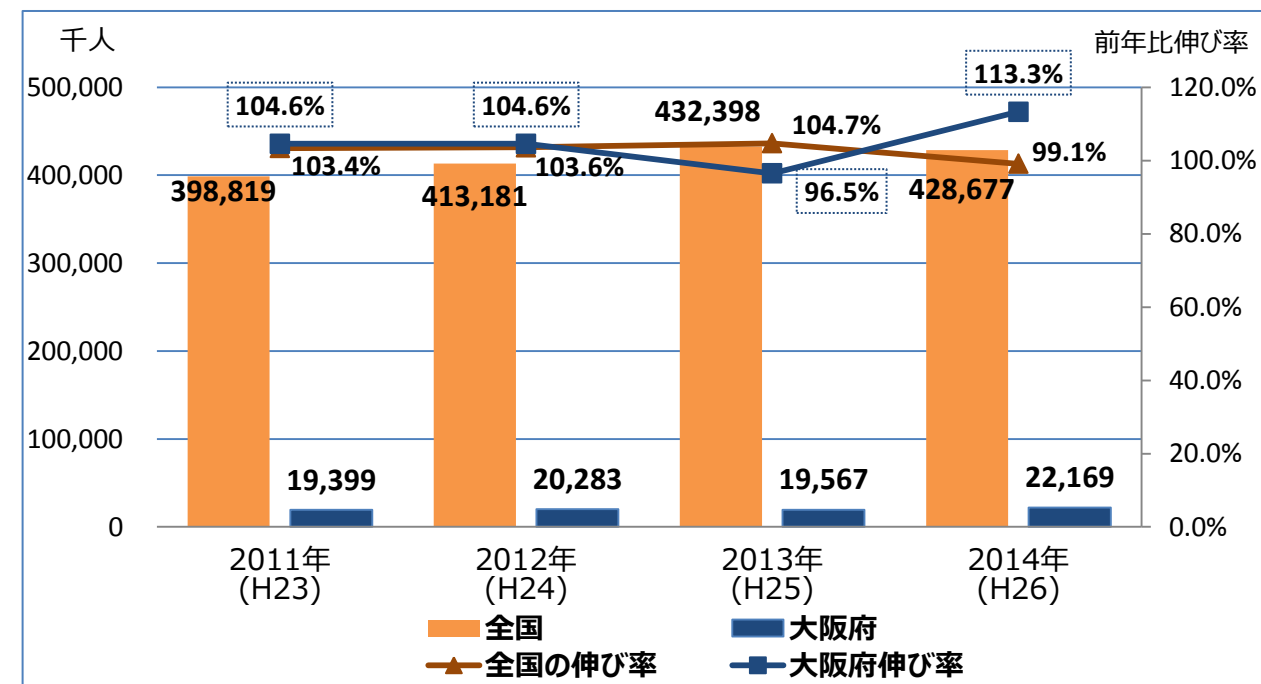
### (3) 外国人延べ宿泊者数



### (2) 延べ宿泊者数



### (4) 日本人延べ宿泊者数



## 財源確保のための具体的手法の事例

### ◎ 課税自主権の活用

#### 新税の創設（法定外税）

区 分	主 な 事 例	
①法定外普通税	歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税義務者、及び税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料駐車場の利用者</li> <li>・ 50円(二輪車)～500円(乗車定員29人超の自動車)</li> </ul> </li> <li>●税収額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.67億円(H25年度)</li> </ul> </li> <li>●用途 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的文化遺産及び観光資源等の保全や整備、観光客に対する様々な事業の実施</li> </ul> </li> </ul>
②法定外目的税	宿泊税 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税義務者、及び税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホテル又は旅館の宿泊者</li> <li>・ 100円(宿泊料金が10千円以上15千円未満)～200円(15千円以上)</li> </ul> </li> <li>●税収額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13.15億円(H25年度)</li> </ul> </li> <li>●用途 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用</li> </ul> </li> </ul>
	遊魚税 (山梨県富士河口湖町)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●納税義務者、及び税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河口湖で遊漁行為を行う者</li> <li>・ 1人1日 200円</li> </ul> </li> <li>●税収額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.1億円(H24年度)</li> </ul> </li> <li>●用途 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備(駐車場・公衆便所増設、湖畔清掃等)</li> </ul> </li> </ul>

### ◎ 特定の受益者からの負担

名 称	内 容
富士山保全協力金 (山梨県、静岡県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金額 基本1人1,000円</li> <li>●用途 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレの新設・改修などの富士山の環境保全や救護所の拡充など登山者の安全対策</li> </ul> </li> <li>●収入額 1.1億円(H26年度)</li> </ul>
伊吹山入山協力金 (滋賀県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金額 基本1人300円</li> <li>●用途 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレの維持管理、植生回復事業、登山道維持管理等</li> </ul> </li> <li>●収入額 0.24億円(H26.5～11月の試験期間の徴収額。H27.5～本格導入開始)</li> </ul>

◎ 海外における主な宿泊税等の事例

国名	アメリカ				イタリア	フランス	ドイツ
自治体名	ロサンゼルス市	サンディエゴ市	ニューヨーク市	ハワイ	ローマ	パリ	ベルリン
税名称	※TMD課税	TMD課税	ホテルユニットフィー	宿泊税	滞在税	滞在税	宿泊税
徴収対象	ロサンゼルス市内の50室以上を有するホテルの宿泊者 (*ロサンゼルスで50室以上あるホテルは約170件)	①サンディエゴ市内の30部屋以上の宿泊施設 ②サンディエゴ市内の上記以外の宿泊施設	ニューヨーク市内のホテル宿泊者もしくは仲介業者(宿泊者が仲介業者を通して予約した場合)	宿泊施設等	11歳以上のローマに宿泊する旅行者	・18歳以上 ・パリ20区内のホテルに滞在する旅行者	ベルリンに宿泊する旅行者
税率等	宿泊料の1.5%	①宿泊料の2% ②宿泊料の0.55%	1室1泊につき 10ドル以上20ドル未満 : 0.5ドル 20ドル以上30ドル未満 : 1ドル 30ドル以上40ドル未満 : 1.5ドル 40ドル以上 : 2ドル  *1ドル=124.03円 (2015.7.23現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の9.25%	1人1泊につき ◆ホテル 1~2つ星ホテル : 3ユーロ 3つ星ホテル : 4ユーロ 4つ星ホテル : 6ユーロ 5つ星ホテル : 7ユーロ ◆アグリトゥーリズム(農家民泊)、レジデンス(アパート) : 4ユーロ ◆B&B、バカンスハウス、部屋貸し : 3.5ユーロ ◆キャンプ場などの野外施設 : 2ユーロ  *1ユーロ=135.6円 (2015.7.23現在)	1人1泊につき パレスホテル : 4.4ユーロ 5つ星ホテル : 3.3ユーロ 4つ星ホテル : 2.48ユーロ 3つ星ホテル : 1.65ユーロ 2つ星ホテル : 0.99ユーロ 1つ星ホテル、B & B : 0.83ユーロ  *1ユーロ=135.6円 (2015.7.23現在)	朝食代金等のサービス料を除いた室料の5%
用途	ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や観光旅行のためのプロモーション活動に活用	サンディエゴの観光プロモーションに活用	TMDの観光開発、プロモーション等	ハワイの観光機関「ハワイ・ツーリズム・オーソリティー」を通じ、ハワイ州の観光促進に活用	宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援に活用	観光プロモーション等に活用	観光振興のため、税の一部が博物館や観光名所への支援に活用
出典	・ロサンゼルス観光局HP ・LATimes HP	サンディエゴ市HP	・ニューヨーク市HP	・日本ツアーオペレーター協会HP ・ハワイ州税務局HP	・イタリア政府観光局HP ・H25文化庁「文化政策に充てる財源に関する調査研究」	・パリ観光局HP	・ベルリン市HP

※TMD・・・Tourism Marketing District。観光マーケティング地区。地区のプロモーション活動の資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。